

## 規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十五号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項を次のように改める。

訓練手当の受給資格の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の申請書等を知事に提出しなければならない。ただし、様式第一号（一）及び様式第一号（二）の申請書にあつては当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、公共職業安定所長。第三項及び次条において同じ。）を経由して知事に提出するものとする。

一 公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者 様式第一号（一）、様式第一号（二）及び様式第一号（別紙）

二 求職者支援訓練を受ける者 様式第一号（三）及び様式第一号（別紙）

第十条第三項中「申請書」を「申請書等」に改め、「公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者にあつては当該職業訓練を行う施設の長を経由してその旨を知事に、求職者支援訓練を受ける者にあつては」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、様式第一号（一）及び様式第一号（二）の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、当該職業訓練を行う施設の長を経由して知事に提出するものとする。

様式第一号（一）を次のように改める。

様式第1号(1) (第10条関係)

訓練手当受給資格認定申請書 (公共職業訓練・職場適応訓練)							
						年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事							
申請者 氏名							
訓練手当の受給資格の認定を受けたいので下記により申請します。							
※ ① 申請する手当等の種類		基本手当	技能習得手当 (受講手当)		寄宿手当		
② 申請者の記入する欄	(1) 氏名			(2) 生年月日	年 月 日 (満 才)		
	(3) 住所又は居所	( ) 方					
	(4) 家族の状況	氏名	申請者との続柄	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
				有・無	同居・別居		
			有・無	同居・別居			
		有・無	同居・別居				
(5) 寄宿の事実		有・無	(6) 寄宿開始年月日		年 月 日		
(7) 寄宿前の住所又は居所		( ) 方					
※ ③ 公共職業能力開発施設又は公共職業安定所の長の確認の欄	(1) 訓練の別	公共職業訓練			職場適応訓練		
	(2) 訓練期間	自 年 月 日	至 年 月 日	(3) 訓練科又は訓練職種			
	(4) 訓練受講指示の根拠	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条		第2項	1号・3号・4号・4号の2・5号・6号・7号・7号の2・8号・8号の2・8号の3・8号の4・10号・11号・12号		
		その他		第3項			
	(5) 雇用保険基本手当等	受給資格の有無					有・無
		種類	イ 雇用保険基本手当	ロ 日雇労働求職者給付金	ハ 船員失業保険金	ニ 国家公務員等失業者退職手当	ホ イ～ニに相当する地方公共団体が支給する給付
		受給の有無					
		金額					
		受給期間					
(6) 雇用保険法第40条による特例一時金	受給の有無						
	離職日					年 月 日	
	認定日					年 月 日	
(7) 駐留軍関係離職者等臨時措置法該当者の有無					有・無		
上記のとおり送付します。							
年 月 日							
公共職業能力開発施設又は公共職業安定所の名称及び長の氏名							

- (注意) 1 ②欄には、必要な事項を記入し、又は該当する箇所に○印を付してください。  
 2 ②欄の(3)については、申請時の内容を記入してください。  
 3 ②欄の(4)の事項については、市区町村長の証明書を添えることを求められることがあります。  
 4 ※欄には記入しないでください。

様式第一号(二)中「㊦」を削り、「母識(母)」を「母識(母)。」に改め、「~~母~~」を削る。

様式第一号(三)中「㊦」を削り、「~~母~~」を「~~母~~」に改め、同様の次に次の様式を加える。

様式第1号（別紙）（第10条関係）

訓練手当受給資格認定に係る個人番号届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者氏名

訓練施設名

訓練科又は訓練職種

入校年月日

下記の利用目的を確認し、以下のとおり個人番号を届け出ます。

個人  
番号

特定個人情報（個人番号及び個人番号を含む個人情報）の利用目的

- ・ 訓練手当の支給に関する事務
- ・ 生活保護の実施等に関する事務
- ・ 中国残留邦人等の支援給付の実施等に関する事務

備考欄

様式第三号（一）及び様式第三号（二）中「㊦」及び「㊧」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県訓練手当支給規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。